

INDEX

◆ 所長からのメッセージ ◆

夏場の食中毒に罹らない為に気を付けること

◆ TOPICS ◆

《審議会、検討会等》

《関係通達等》

《関係厚生労働省発表等》

《その他》

◆ お知らせ ◆

◆ 相談員の窓 ◆

メンタルヘルス相談

◆ 職業性疾病発生事例 ◆

例1 有機溶剤による中毒等

例2 一酸化炭素による中毒等

◆ 研修・セミナーのご案内（7月・8月）

◆◇+.....+◇◆

◆ 所長からのメッセージ ◆

夏場の食中毒に罹らない為に気を付けること

大分産業保健推進センター

所長 三角 順一

気温が30度C以上になり、湿度が80%以上と高くなるこの季節は、ゴキブリ、ハエ、ダニなどの衛生昆虫やカビ類にとっては、絶好の生育環境となります。油断をすると、食品やまな板、包丁、食器類などが、彼らにより、知らない間に汚染され、病原菌やカビ類が付着すると、短期間で発症量に達することになります。

特に、肉や魚などの動物性のタンパク質は、腐敗が早いことが知られております。これら動物性食品の内臓には、元々、腸内細菌が住んでいるので、牛肉、豚肉、鶏肉および魚肉であっても、本体の死の瞬間から、腸内細菌は、増殖を始め、腐敗が始まります。7月～9月にはサルモネラ菌および腸炎ビブリオ菌による食中毒の発生が、多く見られます。それもそのはず、私たちの周りの土壌などには、サルモネラ菌は、どこにでも普通にいますので、要注意です。

また、腸炎ビブリオ菌は、好塩菌と言って、海水に住んでおり、海水温が、20度Cを超えると急に増加し始めると言われております。従って、この時期の魚の表面には、腸炎ビブリオ菌が、付着しています。2%程度の食塩濃度を好みますので、漬物なども、絶好の生育場所となります。一般にこれらの感染型の菌類は、熱に弱いので加熱して食べれば問題ありません。

生で食べるのであれば、新鮮なうちに十分水洗いして食べる必要があります。

そこで、やはり、食中毒予防の3原則を守ることが大事です。

1. 付けない。こまめな手洗い励行、まな板、包丁、食器類、布巾などを清潔にする。

十分乾燥して保管する。

2. 増やさない。気温が高いと数時間で発症量に達しますので、調理したものは、早く食べることに、または、10度C以下の低温で保管する。

3. 加熱する。菌が付着している可能性のあるものは、加熱殺菌して食べる。

注意事項:ボツリヌス菌、ブドウ球菌、セレウス菌などは、毒素型に属する、即ち、菌の増殖の過程で、毒素を産生し、その毒素により症状が発現する。毒素は、熱に強いので、加熱しても破壊されない可能性が高いので注意が必要である。

また、ウエルシュ菌とボツリヌス菌は、芽胞を形成する。100度C、10分加熱しないと死滅しない。ボツリヌス中毒に罹患すると10～20%の人が、死亡する可能性がある。

冷蔵庫のドアの開閉が、激しいと予想外に冷蔵庫内の温度が、高くなっていることがあるので、新鮮なうちに食べるよう心がける必要があります。

最近、生の鶏肉あるいは、卵の殻、ペットや糞便からの感染によるカンピロバクターによる食中毒が、初夏に増加している。

冬場には、ノロウイルス感染による食中毒が多く、平成19年の我が国の年間発症患者数の約60%に達している。輸入物の二枚貝などの生ものは良く洗って食べることが、不可欠である。

危ないと思ったら、「もったいない」と思っても、食べないことが大事です。

暑い夏を元気に乗り切りましょう。



#### ◆ TOPICS ◆

《審議会、検討会等》

平成22年5月31日(月) 第1回職場におけるメンタルヘルス対策検討会  
(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

平成22年6月1日(火)  
第7回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会  
(厚生労働省安全衛生部化学物質対策課)

平成22年6月7日(月) 第2回職場におけるメンタルヘルス対策検討会  
(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

平成22年6月11日(金) 平成21年度第4回化学物質のリスク評価検討会  
(厚生労働省安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室)

平成22年6月14日(月) 第10回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会  
(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000071km.html>

平成22年6月15日(火) 第3回職場におけるメンタルヘルス対策検討会  
(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

平成22年6月21日(月) 第4回職場におけるメンタルヘルス対策検討会  
(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

平成22年6月22日(火) 第2回石綿による疾病の認定基準に関する検討会

(厚生労働省労災補償部補償課職業病認定対策室)

平成22年6月23日(水) 第3回化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

(厚生労働省安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室)

平成22年6月29日(火)

第8回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会

(厚生労働省安全衛生部化学物質対策課)

《関係通達等》

【酸素欠乏症等の労働災害発生状況について】(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-51/hor1-51-17-1-0.htm>

《関係厚生労働省発表等》

【職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書について】

(厚生労働省安全衛生部労働衛生課環境改善室)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006f2g.html>

【職場における熱中症による死亡災害の発生状況について(平成21年)】

(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006xcz.html>

【平成21年度における脳、心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況について】

(厚生労働省労災補償部補償課職業病認定対策室)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006kgm.html>

【平成21年業務上疾病発生状況等調査】

(厚生労働省安全衛生部労働衛生課)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/h21.html>

【平成22年度安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰の

受賞者について】(厚生労働省安全衛生部安全課、労働衛生課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000007asu.html>

《その他》

【働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」】

厚生労働省の委託により、産業医学振興財団において、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」が開設されています。(産業医学振興財団)

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

【自殺対策白書】

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/whitepaper/index-w.html>

【第24回全国作業環境測定・評価推進運動】(準備期間6月1日～8月31日)

((社)日本作業環境測定協会)

<http://www.jawe.or.jp/sagyou/camp/cam2010.htm>

【第58回日本職業・災害医学会学術大会】平成22年11月5日(金)～6日(土)  
(日本職業・災害医学会)

<http://www.jsomt.jp/jsomt58/>

【第24回全国作業環境測定・評価推進運動】平成22年9月1日(水)～30日(木)  
(準備期間6月1日～8月31日)。(社)日本作業環境測定協会)

<http://www.jawe.or.jp/sagyou/camp/cam2010.htm>

◆◇+.....+◇◆

◆ お知らせ ◆

① 熱中症のパンフレットとポスターを作成しました。

必要な方はセンターにご連絡下さい。097-573-8070

② メンタル不調者の予防と対策の為の管理・監督者研修を 無料 で実施してます。

詳しくは下記チラシをご覧ください。

[http://www.oita-sanpo.jp/New/info/pamphlet/mental\\_kanrisha.pdf](http://www.oita-sanpo.jp/New/info/pamphlet/mental_kanrisha.pdf)

◆◇+.....+◇◆

◆ 相談員の窓 ◆

メンタルヘルス相談

基幹相談員・シニア産業カウンセラー  
渡嘉敷 新典

「職場における心の健康づくり(厚生労働省指針)」に4つのメンタルヘルスキアの推進が提唱されている。その4つのケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」である。この4つのメンタルヘルスキアを有効に機能させる1つに「相談機能」がある。

その「相談」が機能するには、「相談者のニーズ」と「そのニーズへの相談対応」の適否によって決まる。つまり、相談では、相談者が何を求めているかを明確にしてその求めへの対応となる。これは、全ての相談業務のもつ一連の流れでもある。そして、その対応内容には、相談を受ける相談員の人柄、立場、経験、専門性が主体的に影響を与えていることが少なくない。

日頃の相談業務から気づくことで相談者が訴えていること(言いたいこと)には、大きく2つの違う意味がある。その1つは、知性的問題である。何らかの問題に直面しどうして良いか解らないという訴えである。例えば、日常生活で何らかのトラブルが発生して、それへの対応をどうすれば良いかという「ノウハウ的」な知性的問題である。この知性的問題の相談対応では情報提供等のコンサルテーションの知性的側面での対応となる。もう1つは、情緒的問題である。何らかの直面している問題から受ける不安、不満、葛藤等の悩みや困っていること(心的影響)の情緒的(感情)問題の訴えである。相談者は、この2つの問題を同時に直面していることが少なくない。相談者が何を求めているか、それを理解するには、まず、はじめに相談者の話を聴くことから始まる。そして、相談者の話しを一通り聴いた後からの相談対応となる。知性的問題、又は情緒的問題の何れの対応になるかはいつに相談を受ける相談員の判断にゆだねられている。

厚生労働省指針のなかで「メンタルヘルス不調とは、精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。」と説明している。

これを分類してみると、メンタルヘルス不調とは、1心身症等のストレス性疾患、2うつ病等の精神疾患、3引きこもりや人間関係の築けない社会との不適応状態等、4アルコール(飲酒運転を含む)、賭博、薬物等

の嗜癖をはじめDV、セクハラ、パワハラ等の反社会的行動等に区分できる。

メンタルヘルス相談での当事者からの相談では、情緒的問題(苦痛)を訴えるのがほとんどである。この場合、当事者からの話しは、身体・精神症状の健康のことから仕事を含めた日常生活上での不安、不満、戸惑い、憤り等の苦痛や生きづらさを訴える情緒的問題の話しであったりする。そして、家族や関係者からの相談では情緒的問題とともに知性的問題もあわせて相談を受ける。それは、当事者の奇異な行動や反社会的行動に当事者の本人が何らの問題認識を持っていない(認知と行動の問題)ことが語られることが多々ある。それに、どう理解し対応すれば良いかという質問もある。いずれにしても、相談対応として、知性的問題には知性的側面での対応が必要であり、情緒的問題には情緒的側面からの対応が必要になる。

労働者のメンタルヘルスの問題にどう取り組むかは企業の危機管理としても位置づけられる。それは、前記4つのメンタルヘルス不調状態には人命及び人権に関することが内包している。その人命及び人権問題からあらたな感情問題に発展することがある。その対応や取り組みに適切性が欠如していると責任追求の訴訟になることがある。これは、労働者のメンタルヘルス不調の要因が業務起因性の有無とは関係しない。何故なら、法的に事業主には安全配慮義務の考え方があるからである。また、法人組織のコンプライアンスの問題は、反社会的行為をした個人や法人が社会の批判に曝され信頼性を失い結果的に取引停止等で排除されて倒産という形で淘汰されていくことも散見される。逆に、メンタルヘルス体制が整備され労働者のメンタルヘルス対策が適切になされていけば責任追求の訴訟になった場合等でも十分説明責任が可能となり得る。その結果、主張が認められることが考えられる。

「危機とは、何かを決定し行動する絶好の機会(チャンス・時期)」といわれている。目前のメンタルヘルス不調の事実例から教訓事項を汲み取り、労働者のメンタルヘルス対策に社会的視点から取り組むことをお勧めしたい。相談業務には、守秘義務がある。個人のプライバシーに関する内容については保護されなければならない。4つのメンタルヘルスケアのなかで「相談体制の整備」と「相談対応」が提唱されている。その相談から知り得た「個人のプライバシーの保護」と「事業者の安全配慮義務を果たす」ことを両立させる必要がある。更に「労働者個人の認知や行動に起因する反社会的問題行動」と「法人組織のコンプライアンス」のあり方について双方の理念形成が必要でもある。そのためには、個と集団(労働者と事業体)の対極的及び個別の視点からではない双方の共益的目的意識の合意形成が必要と考えている。

◆◇+.....+◇◆

#### ◆ 職業性疾病発生事例 ◆

(2例 ー平成20年ー)

例 1 有機溶剤による中毒等

【有害要因】

有機溶剤

【業種】

金属加工機械製造業

【発生日】

7月

【被災者数】

中毒1名

【発生状況】

製品の穴あけ及びバリ取り作業において、製品の切削油を除去するため、有機溶剤をウエスにつけて払拭する作業をしていたところ、有機溶剤蒸気を吸入し、有機溶剤中毒となった。

【発生原因等】

・換気装置未設置

・呼吸用保護具の未着用

例 2 一酸化炭素による中毒等

【有害要因】

一酸化炭素

【業種】

卸売業・小売業

【発生日】

7月

【被災者数】

中毒9名

【発生状況】

パン製造工場において、パン焼成窯が不完全燃焼を起こし、発生した一酸化炭素ガスが作業場内に拡散し、一酸化炭素ガスを吸入し、一酸化炭素中毒になった。

なお、天井部の全体換気装置とパン焼成窯上部に設置したレンジフードが停止していた。

【発生原因等】

- ・設備の点検不足
- ・換気不十分

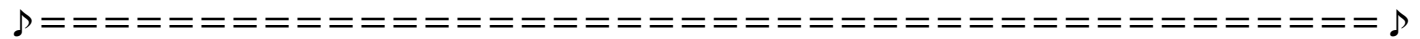


◆ 研修・セミナーのご案内（7月・8月）

日時・会場は変更する場合がございます。変更はホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

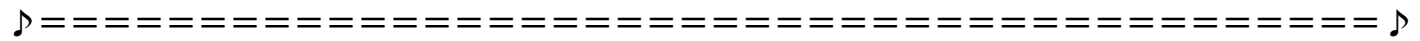


■ 産業医研修



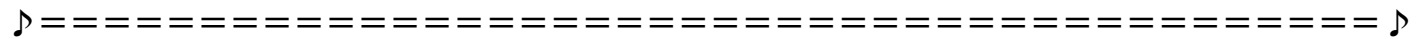
♪ 時間:18:30~20:30

♪ 会場:豊後大野市医師会



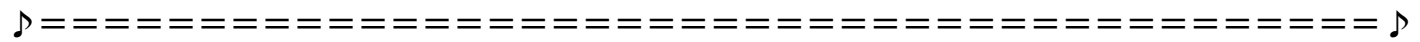
7月15日(金)第 10 回

「 個人情報保護法と健康情報 」 油布 文枝 ( 新日本製鐵(株)大分製鐵所 産業医 )



♪ 時間:13:00~15:00

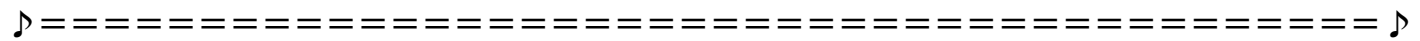
♪ 会場:日田市医師会



7月24日(土)第 11 回

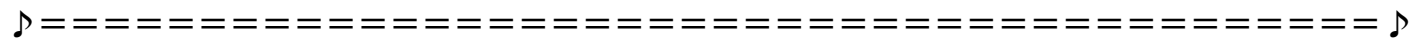
「 局所排気装置 」の基礎知識ーフードの形状の違いによる効果の確認ー

田口 信康 ( 大分労働衛生管理センター 環境測定部 副部長 )



♪ 時間:15:00~17:00

♪ 会場:日田市医師会



7月24日(土)第 12 回

「 粉じん職場の環境改善と作業関連性肺疾患 」

青野 裕士 ( 大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座 准教授 )



